

電話による個人向け外貨預金取引に関する規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、電話による個人向け外貨預金の解約（個人向け外貨定期預金の自動継続停止を含みます。以下同じです。）および払戻し（一部払戻しを含みます。以下同じです。）ならびに口座解約（以下「電話解約等」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」といいます。）の「個人向け外貨預金取引関連規定」および「ブラジルレアル建て個人向け外貨定期預金規定」（以下あわせて「外貨預金規定」といいます。）等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、外貨預金規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (電話解約等の申込)

お客さまが、当行所定の電話機を通じて電話解約等の申込を依頼した場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、当行は電話解約等の申込を受け付けることができます。

3. (取扱商品)

お客さまが、電話解約等を利用してお取引ができる外貨預金は、当行が定めるものとします。

4. (利用可能なお客さま等)

- (1) 電話解約等をご利用いただけるお客さまは、取引店におけるお客さま名義の外貨預金口座を有し、かつ日本国内に居住する個人で、当行が利用を認めたお客さまとします。
- (2) 電話解約等の利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、電話回線の不具合等により、電話解約等の全部または一部がご利用できないことがあります。

5. (本人確認、取引内容の特定等)

- (1) お客さまが、電話解約等の申込を希望する場合には、改めて当行からお客さまが当行にお届出の電話番号あてに架電するものとします。
- (2) 当行は、前記（1）の電話解約等の申込を受けた場合、お客さまについて、当行が適当と認める方法による確認をすることにより、本人確認を行うものとし、かかる確認が完了した時点で、正当な取引権限を有するお客さまによる電話解約等の利用であるものとみなします。
- (3) お客さまからの依頼内容は、当行において、前記（2）による確認および依頼内容の確認が完了した時点で確定するものとします。理由のいかんを問わず、当該各確認が完了しない場合には、当行はお客さまからの依頼がなかったものとみなして電話解約等の申込を受け付けません。当該各確認が完了し、お客さまからの依頼内容が確定した後は、当行が後記（5）により行う承諾の前後を問わず、当該依頼内容の取消、変更および訂正は、当行がこれらの全部または一部の取扱いをするのが適当と認めた場合を除き、原則できないものとします。
- (4) お客さまからの依頼内容は、自動的に当行の電話レコーダーに記録され、相当期間保管されます。取引内容または残高等に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行の電話レコ

ーダーに記録された内容を正当なものとして処理させていただきます。

- (5) お客様からの依頼内容に係る当行のお客さまに対する承諾は、前記(3)による当該依頼内容の確定後、当行が当該依頼内容に係る処理手続に着手することをもって行うものとします。

6. (取引の不成立、内容確認、取消・訂正)

(1) 取引の不成立

後記①から⑨までのいずれかの事由が一つでも生じた場合には、お客様からの依頼に基づく電話解約等の申込は、当行のお客さまに対する承諾のいかん、事前の通知等のいかんにかかわらず、不成立となります。なお、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- ① お客様からの依頼内容に係る処理手続において、取引金額等（手数料・消費税等を含むことがあります。）が、お客様が保有している外貨預金の金額等を超えるとき。
- ② お客様の外貨預金口座または外貨預金口座に係る外貨預金の払戻金の入金先としてお客様が払戻時に指定した当行の本支店におけるお客様名義の円普通預金口座もしくは外貨普通預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）が解約済であるなど不存在のとき。
- ③ お客様の外貨預金口座（指定預金口座を含みます。）について、お客様から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、当行においてお客様の所在が不明となったことが判明したとき。
- ⑥ 通信機器、回線・通信網、コンピュータ等の故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）により、取扱いができなくなったとき。
- ⑦ 電話解約等の申込において、電話レコーダーが正常に作動せず、または録音された音声等が明確に聞き取れないなど、当行において電話レコーダーに記録された内容による処理が困難またはできないと判断したとき。
- ⑧ お客様からの依頼内容が確定してから取引の処理日・処理指定日までの市場環境その他の前提事情の変更等により、当行が当該取引に係る契約を成立させない処理を必要と認めたとき。
- ⑨ 前記①から⑧までのほか、当行所定の时限までに手続が完了しないなどのやむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき。

(2) 取引内容の確認

個人向け外貨預金共通規定2.（ステートメントの発行）の定めに準じて行うものとします。

(3) 取引の取消および訂正

確定したお客様からの依頼内容に係る処理手続の完了後は、取引の取消および訂正は、原則できないものとします。

7. (免責事項)

- (1) 前記5. (2) における本人確認により、正当な取引権限を有するお客様からの依頼であるとみなしてその依頼を受付けて取扱いましたうえは、本人確認に供された情報および確認事項につき偽造、変造、改ざ

ん、盜用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、それらのためにお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(2) 後記①から⑦までの各場合にお客さままたは第三者に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

① 災害・事変・輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき。

② 当行の責めに帰することができない事由により、通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき。

③ 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行から伝達された情報等に誤謬、脱漏、欠落等が生じたとき。

④ 本人確認に供された情報および確認事項、お客さまからの依頼内容等が、電話回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、お客さま以外の第三者の知り得るところとなった場合。

⑤ 前記5. (2) の本人確認を行い、本人の確認ができないものと認めて、電話解約等による手続を行わなかった場合。

⑥ 前記5. (3)から(5)までならびに前記6. (1)による取扱いをした場合において、前記6. (2)による確認の結果、取引内容または残高等に相違があることが判明し、お客さまと当行との間で疑義が生じたとき。

⑦ 前記①から⑥までのほか、当行の責めに帰することができないとき。

(3) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行はいっさい責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(4) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

8. (規定の変更)

この規定の変更については、個人向け外貨預金共通規定16. の定めに準じて行うものとします。

9. (準拠法・合意管轄)

(1) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定（この規定に基づく取引および契約も含む。）に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

実施日：2026年2月27日